

公 告

分任契約担当官 陸上自衛隊武山駐屯地
第 407 会計隊長 蓮 池 秀 樹

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

1 一般競争に付する事項

(1) 件 名 等

件 名	規 格	単 位	数 量	備 考
8号建物給湯機補修工事	仕様書のとおり	式	1	給湯機補修 1式

(2) 工 事 期 契 約 日 ~ 令和 4年 12月 16 日 (金)

(3) 工 事 場 所 陸上自衛隊武山駐屯地(神奈川県横須賀市御幸浜1-1)

2 入 札 参 加 資 格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 防衛省における令和3・4年度一般競争参加資格のうち、工事種別「建築一式工事」のD等級以上の者または「管工事」のC等級以上の者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止等の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。(協力者を含む)
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、本入札への参加は認めない。
- (6) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (9) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者

3 契 約 条 項 を 示 す 場 所

陸上自衛隊 武山駐屯地 第407会計隊 契約班
東部方面会計隊ウェブサイト(<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei/eafin/index.html>)

4 説 明 会 実 施 し な い

5 入 札

- (1) 日 時 令和 4 年 10 月 6 日 (木) 10:30
- (2) 会 場 陸上自衛隊 武山駐屯地 談話室 (北1号隊舎2階)

6 保 証 金

- (1) 入 札 保 証 金 免除とする。ただし落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約を締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契 約 保 証 金 免除とする。ただし契約者が契約を履行しない場合、落札金額の10/100に相当する金額以上を違約金として徴収する。
- (3) 遅 延 賠 償 遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 落 札 決 定 方 法

- (1) 総額による。
- (2) 入札金額は消費税抜き価格とし、当隊所定の予定価格の範囲内で最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (4) 落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に内1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする。

8 入 札 金 額 の 内 訳 書 の 提 出

- (1) 本入札に参加する者は、「**工事費内訳書**」を提出しなければならない。郵便入札により参加する場合内訳書を同封すること。
- (2) 開札から直ちに行う再度入札に係る内訳書については後日郵送等により提出することができる。

9 低 入 札 価 格 調 査

- (1) 予算決算及び会計令第85条による基準価格を下回った場合は、低入札調査を実施する。
- (2) 調査の結果、最低価格入札であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

- 10 契約書の作成 落札者は、落札決定後、契約書を建設工事に係る標準契約書の様式により遅滞なく作成し、提出するものとする。
- 11 入札の無効
- (1) 工事費の内訳書を提出しなかった者の入札及び内訳書の内容に著しい不備があつて当該入札書の内訳であると認められない場合
 - (2) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札
 - (3) 電報、電話、ファックス等による入札
 - (4) 郵便等による入札で、会計隊又は業務隊総務科に下記に示した必着時間に未着のもの。
 - (5) 入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合
 - (6) その他入札に関する条件に違反した場合
 - (7) 暴力団排除に関する誓約に虚偽が合った場合又は誓約に反する事態が生じた場合
 - (8) 入札後契約締結するまでの間に、都道府県から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- 12 前金払 契約金額が300万円以上の場合、前金払を利用することができる。利用可能額の上限は契約金額の40%までとする。ただし、低入札価格調査を受けた場合の上限は契約金額の20%までとする。
- 13 その他
- (1) 入札参加希望者は10月3日(月)17時00分までに下記の連絡に一報すること。
 - (2) 入札書には「公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する契約事項について誓約いたします。」を記入するものとする。
 - (3) 仕様書等の入札関係書類は、下記の連絡先にて配布する。
 - (4) 資格審査結果通知書(写)、誓約書及び市価調査票は、10月3日(月)17時00分までに提出すること。
 - (5) 入札者が代表者の代理の時は、入札時に委任状を提出すること。
 - (6) 本件入札においては郵便入札を可とする。
初度入札で郵便による入札参加者があつた場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア日時: 令和4年10月11日(火)10時30分
イ場所: 神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊武山駐屯地 談話室(北1号隊舎2階)
 - (7) 郵便入札により参加する場合は令和4年10月5日(水)17時00分までを期限とし、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して輸送し、発送者の責により到着の確認をすること。
 - (8) 情報保全に係る履行体制についての確認
平成29年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成(完了)した実績を有している者は別紙様式第1の誓約書を提出し、有していない者は別紙様式第2の誓約書を入札開始までに提出すること。
 - (9) 入札に関する問い合わせ
〒238-0317 神奈川県横須賀市御幸浜1-1 陸上自衛隊 武山駐屯地
陸上自衛隊武山駐屯地第407会計隊 契約班 担当:河野 電話 046-856-1291(内線347)
 - (10) 仕様書に関する問い合わせ
陸上自衛隊武山駐屯地業務隊 管理科 担当:田中 電話 046-856-1291(内線597)